三七四―国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　九　276　一三

三八二　国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　九　276　二一

三八三―個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　九　276　二一

三八六―政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　一〇　277　一

三九〇　国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示　一〇　277　三

三九一　国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　一〇　277　四

三九二―政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　一〇　277　四

三九四　租税特別措置法第九十三条第二項の規定に基づき、平成二十八年の同項に規定する財務大臣が告示する割合を告示する件　一一　三

三九五　財務省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針　一一　三

三九六　外国為替及び外国貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件の一部を改正する件　一八　三

三九七　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件の一部を改正する件　一八　三

三九八　出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件の一部を改正する件　二二　五

三九九　支出官事務規程第十一条第二項第四号に規定する外国貨幣換算率を定める等の件　二五　五

四〇〇　出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件　二五　五

四〇一　国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　二五　290　三二

四〇二　関税法施行規則第一条の三、第八条、第十条及び第十一条において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第三条第五項第四号二の規定に基づき、同号二に規定する財務大臣が定めるところを定める件の一部を改正する件　二五　290　三三

四〇三　関税法施行規則第一条の三、第八条、第十条及び第十一条において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第三条第六項の規定に基づき、同項に規定する財務大臣が定める書類を定める件の一部を改正する件　二五　290　三三

四〇四　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十七年度の初日から平成二十七年十一月三十日までの輸入数量を告示する件　二八　四

四〇五　平成二十七年度の初日から平成二十七年十一月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を告示する件　二八　五

四〇六　平成二十七年度の初日から平成二十七年十一月三十日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件　二八　五

四〇七　平成二十七年度の初日から平成二十七年十一月三十日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。）の各輸入数量を告示する件　二八　五

四〇八　個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する租税特別措置法第二十八条第一項第四号に掲げる負担金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する同法第六十六条の十一第一項第五号に掲げる負担金に係る公益法人等並びに基金及び期間を指定する件の一部を改正する件　二八　292　一二

四〇九　租税特別措置法第二十八条の三及び第六十七条の四に規定する転廃業助成金等を指定する件　二八　292　一二

**○財務省、農林水産省**

二七　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　一八　四

**○国　税　庁**

二二　国税通則法第三十四条の七第一項の規定に基づき納付受託者の指定を取り消す件　七　四

二三　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件の一部を改正する件　二八　292　一二

**○文部科学省**

一八二　スポーツ庁の所掌に係る補助金等の交付に関する事務をスポーツ庁長官に委任した件の一部を改正する件　一　五

一八三　強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件　九　七

一八四　地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件　九　276　二四